

## 令和7年度 「職員の男女の給与の額の差異」の情報公表

特定事業主名：徳島県知事、徳島県議会議長、徳島県代表監査委員、徳島県人事委員会、徳島県海区漁業調整委員会、徳島県選挙管理委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	85.6%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.4%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	91.9%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.5%
31～35年	96.4%
26～30年	96.1%
21～25年	92.7%
16～20年	88.6%
11～15年	88.8%
6～10年	94.1%
1～5年	95.1%

### 【説明欄】

(1) 任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異について

- ① 男性職員に占める勤続年数10年以下の職員の割合が約36%であるのに対し、女性職員に占める勤続年数10年以下の職員の割合は約46%と、女性の方が勤続年数の短い職員の占める割合が高いことが、男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- ② また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約88%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約66%であることや、管理職手当の受給者に占める男性の割合が約78%であることが、男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- ③ なお、前年度公表数値と比べると、0.9ポイント差異が縮小した（前年度89.6%）。この要因としては、職員の採用等により、男性職員に占める勤続年数10年以下の職員の割合が増加したことや、女性管理職の登用により、管理職手当の受給者に占める女性の割合が増加したことが考えられる。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員における男女の給与の差異について

- ① 会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週3日以上かつ週15時間30分以上の者を集計対象とした。
- ② 前年度公表数値と比べると、約7.0ポイント差異が縮小した（前年度89.1%）。この要因としては、女性職員の占める割合が高い会計年度任用職員の処遇改善が進んだことが考えられる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

担当課：人事課給与担当（電話番号 088-621-2043）